

東小針認定こども園
園則（兼運営規程）

社会福祉法人新潟市社会事業協会
東小針認定こども園 園則（兼運営規程）

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人新潟市社会事業協会が設置する東小針認定こども園（以下「本園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本園は、子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って、教育・保育を提供するよう努める。

2 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、地方公共団体、小学校、他の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設等又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との十分な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 東小針認定こども園
- (2) 所在地 新潟市西区小針1丁目33番12号

(入園資格)

第4条 本園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(提供する教育・保育の内容)

第5条 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、その他の関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）等に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(子育て支援)

第6条 本園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 本園は、教育・保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育・保育に対する需要に照らし当該地域において実施するこ

とが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 本園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の各号のとおりとする。ただし、職員の配置については、新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第58号。以下「市設備基準条例」という。）で定める配置基準以上とする。なお、員数は入所人数等により変動することがある。

(1) 園長 1名

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 1名

副園長は、園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、園長及び副園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育をつかさどる。

(4) 保育教諭 必要な員数

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育・保育を一体的に実施する。

(5) 調理員 若干名

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 署託医 1名

署託医は、園児の心身の健康に関し、職員及び保護者への相談及び指導を行うとともに、健康診断等を行う。

(7) 署託歯科医 1名

署託歯科医は、園児の心身の健康に関し、職員及び保護者への相談及び指導を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。

(8) 署託薬剤師 1名

署託薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関し、指導及び助言等を行う。

(9) 事務職員 若干名

園の運営に管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(学年及び学期)

第8条 本園の学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

　第1学期 4月1日から8月31日まで

　第2学期 9月1日から12月31日まで

　第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第9条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項に関わらず、次の休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年末休日（12月29日から12月31日）

(4) 年始休日（1月2日及び1月3日）

3 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。）及び同法同条同項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。）への教育・保育の提供については、第1項に関わらず、次の休業日を加える。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年末休日（12月29日から12月31日）

(3) 年始休日（1月2日及び1月3日）

4 本園は、前3項の規定に関わらず、教育・保育の提供を行う上で必要があるとき又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に教育・保育を提供することがある。

5 本園は、第1項から前項までの規定に関わらず、非常災害その他急迫の事情があるときは、教育・保育の提供を行わないことがある。

(教育・保育の提供を行う時間)

第10条 教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間（4時間）

　本園が定める次の時間帯とする。

　月曜日～金曜日 午前9時00分から午後1時00分までとする。

　ただし、本園が定める教育時間（4時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、開所時間内において預かり保育を提供する。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

　本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日～金曜日 午前7時30分から午後6時30分までとする。

土曜日 午前7時30分から午後6時00分までとする。

ただし、本園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、開所時間内において延長保育を提供する。

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が教育・保育を必要とする時間とする。

月曜日～土曜日 午前8時00分から午後4時00分までとする。

ただし、本園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、開所時間内において延長保育を提供する。

（4）開所時間

本園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 午前7時30分から午後7時00分までとする。

土曜日 午前7時30分から午後6時00分までとする。

（利用料その他の費用等）

第11条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、本園に支払うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、別表1に掲げる本園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。
- 3 本園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。
- 4 本園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

（利用定員）

第12条 利用定員は、次のとおりとする。

区分	人数
1号認定子ども定員	15人
2号認定子ども定員	72人
3号認定子ども定員	52人
合計	139人

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第13条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を

除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法又は本園の教育理念に基づく選考、その他の事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 本園を利用する子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
- (1) 1号認定子どもから3号認定子どもが小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 本園を利用する子どもの保護者から本園の利用に係る取消しの申出があったとき。
 - (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じるなど、入園の継続が適当でないとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするほか、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、新潟市及び保護者に連絡する等、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第15条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 本園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

- (2) 園を利用する子どもに対する職員による虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 前項第2号における虐待等の行為とは、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号。以下「市運営基準条例」という。）第25条に規定する行為をいう。
- 3 本園は、教育・保育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。
(苦情対応)

第17条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、本協会の福祉サービスに関する苦情解決実施要綱に従い、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。
- 4 本園は、新潟市からの求めがあった場合は、新潟市が行う調査に協力するとともに、新潟市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 本園は、新潟市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を新潟市に報告する。

(安全対策と事故防止)

第18条 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止及び事故対応マニュアル並びにアレルギー対応マニュアル等の策定に努め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のために職員に対する研修を実施する。
- 3 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

(健康管理・衛生管理)

第19条 本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第20条 本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十

分な配慮のもと保育及び支援を行う。特に保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(秘密の保持)

第21条 本園の職員は、正当な理由なく業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。

- 2 本園は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第22条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画	5年間保存
(2) 提供した教育・保育に係る提供記録	5年間保存
(3) 市町村への通知に係る記録	5年間保存
(4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録	5年間保存
(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	5年間保存
(6) 幼保連携型認定こども園園児指導要録	当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 (学籍に関する記録については20年間保存)

(補則)

第23条 この園則に定めるもののほか、園の運営管理に関し必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この園則は、平成31年4月1日から施行する。

(保育園規則の廃止)

- 2 保育園規則は、廃止する。

附 則

この園則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この園則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第11条関係）

教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	対象	金額
給食費 (月曜日～金曜日)	1号認定	主食費
		副食費
	2号認定	主食費
		副食費
給食費(土曜日)	2号認定	主食費
		副食費
絵本代	1歳児～5歳児	
おむつ処理代	おむつをしている園児	
布団クリーニング代	園の布団を使用している園児	
教材費	年齢別による	
園服代	3歳児～5歳児	

重要事項説明書参照

※その他 教育・保育に実際に必要となる費用は保護者が負担するものとする。

別表2（第11条関係）

教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担

項目	加算基準				金額
預かり保育	平日	預かり保育料	時間単位	30分	100円
			その他	午前8時00分～ 午前8時59分 午後1時01分～ 午後5時30分	無料
	休業日に預ける場合(ただし、開園日に限る)	給食費	副食費(15時以降希望者おやつ代)		重要事項説明書参照
		預かり保育料	時間単位	30分	100円
		給食費	主食費(給食を食べる園児) 副食費(給食を食べる園児)		重要事項説明書参照

※上記休業日に預ける場合の項目は第9条第2項の休業日であることから、預かり保育を園長が特別に認めた場合に適用する。

別表3（第11条関係）

保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担

項目	加算基準	金額
延長保育	30分	100円